ひたちなか市公告第２１１号

令和８年１１月２６日

ひたちなか市長　大　谷　　明

入　札　公　告　（電子入札）

一般競争入札を執行するので，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６の規定に基づき次のとおり公告する。

１　入札対象工事

（１）工事件名　　１０１街区擁壁工事（Ｒ８市単阿区擁壁第１号）

（２）工事場所　　阿字ヶ浦町地内

（３）工事概要　　擁壁工事　Ｌ＝４２．０９ｍ

プレキャストＬ型擁壁	Ｈ＝１．７５ｍ	Ｌ＝	４．００ｍ
プレキャストＬ型擁壁	Ｈ＝２．００ｍ	Ｌ＝	３０．２９ｍ
プレキャストＬ型擁壁	Ｈ＝２．２５ｍ	Ｌ＝	４．００ｍ
プレキャストＬ型擁壁コーナー	Ｈ＝２．５０ｍ	Ｎ＝	１箇所

（４）工　　期　　令和９年３月２６日まで

（５）予定価格　　１０，４３０，０００円(税抜き)

（６）そ の 他　　週休２日制促進工事（受注者希望型）の対象工事

２　入札参加形態

単体によるものとする。

３　入札参加資格

一般競争入札の参加者は，次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。

（１）ひたちなか市内に本社を有するものであること。

（２）ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱（平成６年告示第５号。以下「入札参加資格選定要綱」という。）第１６条に規定する令和７年度建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

（３）政令第１６７条の４の規定により，ひたちなか市の入札参加の制限を受けていない者であること。

（４）ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成６年告示第６号）に基づく指名停止措置を，この公告の日から入札の日までの間のいずれの日にも受けていない者であること。

（５）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項に定める経営事項審査を受けている者であり，その審査基準日は契約締結日から１年７箇月以内であること。

（６）令和７・８年度適用のひたちなか市建設工事等入札参加資格の審査結果において，土木一式工事がＢ－１と表記された者で，かつ，建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１９条の２に規定する現場代理人及び同法第２６条に規定する主任技術者を適正に配置できること。

（７）上記技術者については，引き続き３箇月以上の雇用をしている者であること。

（８）ひたちなか市が発注した同種工事において施工実績がある場合，工事成績評定点（ひたちなか市建設工事成績評定要綱の規定により採点された評定点をいう。)の令和７年度分の平均点数及び令和８年度の点数が全て６０点以上であること。

（９）手持工事（本市が一般競争入札を実施して発注した建設工事のうち，請負契約を締結したものであって完了検査に合格していないもの及び落札したもの（落札候補者（予定価格の範囲内で最

低の価格を提示した者をいう。以下同じ。）となっているものを含む。）であって請負契約の締結に至っていないものをいう。）の件数が，参加しようとする一般競争入札の入札参加申請受付最終日から当該一般競争入札の開札時点までの間において２件以内であること。

4　入札参加申請等

（1）入札方法は電子入札システム（以下「システム」という。）による。

（2）入札参加申請は，令和８年１１月３０日から令和８年１２月１０日の午前９時から午後５時までにシステムにより行うこと。ただし，システムにより難い場合には，紙入札参加届出書及び一般競争入札参加資格審査申請書を提出すること。

5　設計図書の閲覧又は貸与

（1）設計図書は，入札情報サービス（以下「ＰＰＩ」という。）によりインターネット上に公開するので，次のアドレスからダウンロードすること。

URL：https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-information.html

（2）書面による設計図書の閲覧又は貸与を希望する場合は次により行う。

①期　間　令和８年１１月３０日から令和８年１２月１５日まで
土曜日，日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時までとする。

②場　所　ひたちなか市総務部契約検査課

③貸　与　貸与は原則として１回を限度とし，１回につき１日を限度とする。

（3）設計図書等に対する質問がある場合には，簡易な内容確認を除き，令和８年１２月１０日正午までに，質疑応答書により，ひたちなか市総務部契約検査課にファクシミリ又は電子メールにより提出するものとする。

（4）（3）の質問に対する回答は令和８年１２月１１日にひたちなか市ホームページに掲載する。

6　現場説明会

現場説明会は行わない。

7　入札書の提出

（1）入札書は，令和８年１２月１１日から令和８年１２月１５日の午前９時から午後５時までにシステムにより提出すること。ただし，紙入札参加届出書を提出している場合は，郵送（一般書留，簡易書留，配達証明に限る。）により提出すること。入札書を郵送で提出する場合は，令和８年１２月１５日午後５時必着とし，期限までに到着しない場合は無効とする。

（2）入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合には，市長の指示によるものとする。

（3）入札に際しては，地方自治法（昭和２２年法律第６７号），政令及びひたちなか市財務規則（平成６年規則第４１号）その他関係法令を遵守すること。

（4）入札者は，消費税にかかる課税事業者，免税事業者を問わず，見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（5）提出した入札書の引き換え，変更又は取り消しは認めない。

（6）最低制限価格を設定する。

8　工事費等内訳書の提出

（1）入札に際し，入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。作成方法等は，ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準による。

（2）提出方法は，システムにより入札書に電子ファイルで添付すること。なお，事前に承諾を得た場合には郵送（一般書留，簡易書留，配達証明に限る。）により提出できるものとする。工事費等内訳書を郵送で提出する場合は，令和８年１２月１５日午後５時必着とし，期限までに到着しない場合は無効とする。

9　入札執行の日時及び場所等

（1）日　時　令和８年１２月１６日　午前１０時３０分

（2）場　所　ひたちなか市役所　２階　入札室

（３）入札を執行することが適当でないと認めるときは，入札の執行を中止し，又は延期することができる。

１０　落札候補者等の決定方法

（１）開札後，予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格を提示した者のうち，最低の価格を提示した者を落札候補者とする。

（２）（１）の場合において，最低の価格を提示した者が２人以上あるときは，システムのくじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

１１　入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は，入札終了後，下記の入札参加資格審査書類をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。ただし，入札参加申請時にシステムにより提出している場合は除く。

審査書類の作成費用は落札候補者等の負担とし，提出された審査書類は返却しない。

（１）提出書類

①　技術者の引き続き３箇月以上の雇用関係を確認できる書類（ア～ウのいずれかの写し）

ア　技術職員名簿（県土木部監理課の受付印のあるもの）

イ　監理技術者資格者証

ウ　その他引き続き３箇月以上の雇用関係にあることを証明できる書類（住民税特別徴収税額通知書，健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書，雇用証明書など）

②　施工等実績調書

③　主任（監理）・管理技術者配置予定調書

（２）提出期限

①　日　時　令和８年１２月１６日　午後５時まで

ただし，次順位者であった者の提出期限は別に指定する。

②　送信先　ひたちなか市総務部契約検査課

１２　落札者の決定方法

（１）入札参加資格審査書類により，落札候補者について入札参加資格の審査を行う。

（２）入札参加資格審査の結果，落札候補者に入札参加資格があると認めたときは，落札者とする。

（３）入札参加資格審査の結果，落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは，次順位者を落札候補者とし，この者につきあらためて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

１３　入札保証金

入札保証金は免除する。

１４　契約保証金

次に掲げるいずれかの保証を付すこと。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保としての国債の提供

（３）銀行等又は保証事業会社の保証

（４）公共工事履行保証証券による保証

（５）履行保証保険契約の締結

１５　支払条件

（１）前払金及び中間前払金については，ひたちなか市財務規則及びひたちなか市公共工事前払金取扱要綱（平成２６年告示第１０８号）に基づき請求できる。

（２）部分払については，ひたちなか市財務規則に基づき請求できる。

１６　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準第６に該当した場合

（２）市長の承認を得ず，又は指示によらずに紙入札をした場合

（３）同一の案件においてシステムによる入札と紙入札とを重複して行った場合
（４）入札参加者本人又は第三者を問わず，不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
（５）前各号に掲げるもののほか，入札に関する条件に違反して入札した場合

１７　その他

（１）入札した者は，入札後この公告及び設計図書等について不明等を理由として，異議の申し立てをすることはできない。
（２）その他詳細不明の点についての照会先

ひたちなか市総務部契約検査課
電話番号　　０２９－２７３－２４５７
ファックス番号　０２９－２７６－５３８１
メールアドレス　keiyaku@city.hitachinaka.lg.jp